第6章 みんなの力でつくる自立したまち

6-1 町民参画・協働

▶目的と方針

新たな時代の協働のまちづくり、関係団体や民間企業、大学等の多様な主体がともに公共を担うまちづくりに向け、情報・意識の共有化を図りながら、多様な分野における新たな関係の構築を進めます。

▶現状と課題

社会・経済情勢の変化に伴い、ますます複雑・多様化する行政課題に効果的に対応しつつ、自立・持続可能で魅力ある自治体をつくり上げていくためには、住民や関係団体、民間企業等と行政とが、情報・意識を共有しながら、ともに役割と責任を担い、協働してまちづくりを進めていくことが重要です。

本町には、活発な活動を行っているボランティア団体等が多く存在しており、 特に美化ボランティア団体は、町の美化活動に積極的に取り組んでおり、登録 人数は増加傾向にあります。

さらに、大学、大型商業施設、金融機関等との連携協定を結び、地域の活性化につながる様々な取り組みを協働で展開しています。

また、町への提言を行う「明日のまちづくり検討委員会」やパブリック・コメント、行政懇談会などの広聴活動を行っているほか、町民の町政への理解を促進するため、「茨城町ふるさとづくり出前講座」をはじめ、「広報いばらき」やホームページ、SNSなどを通じ、行政情報等を積極的に発信しています。

今後は、これらの取り組みをさらに充実・発展させ、町民等と行政との情報・ 意識の共有化や多様な分野における連携・協力体制の構築を一層進め、新たな 時代の協働のまちづくり、関係団体や民間企業、大学等の多様な主体がともに 公共を担うまちづくりを積極的に進めていく必要があります。

^{※ 27} ホームページ等を活用した住民意見の募集とその対応結果の公表。

町民参画

協働

関係団体等の育成

多様な主体の参画・協働の促進

広聴活動の充実

まちづくりに関する学習機会の提供

「広報いばらき」の充実

情報発信体制の強化

▶主要施策

6-1-1 関係団体等の育成

既存のボランティア団体等の活動支援に努めるほか、新たなまちづくり団体やNPO等を育成・支援できるような仕組みの構築について検討します。

6-1-2 多様な主体の参画・協働の促進

①行政の効率化や町民サービスの向上に向け、民間委託の推進等により、公共施設の管理や公共サービスの提供への関係団体や民間企業等の参画・協働を促進します。

②町全体の発展を見据え、関係団体や大学、民間企業等との既存の連携事業の継続・充実に努めるとともに、新たな連携事業の創出に努めます。

6-1-3 広聴活動の充実

パブリック・コメントや行政懇談会などを積極的に行うとともに、町 民の意見を町政に反映させる機会の拡充を図ります。

6-1-4 まちづくりに関する学習機会の提供

町民のまちづくり意識と知識の向上を図るため、「茨城町ふるさとづくり出前講座」の内容充実及び利用促進に努めます。

6-1-5 「広報いばらき」の充実

- ①町の魅力や町民の顔がみえる、地域に密着した記事を掲載し、町民が町に誇りや愛着を持てるような紙面づくりを行うなど、さらなる内容充実に努めます。
- ②未読世帯を減少させるため、配布手法の多様化やスマートフォンなどへの配信を検討します。

6-1-6 情報発信体制の強化

ホームページやSNSを効果的に活用し、多角的に迅速かつ正確な情報提供ができるよう情報発信体制の強化を図ります。

■ベンチマーク(成果指標)

指標名	単位	平成28年度 (実績値)	平成34年度 (目標値)
「茨城町ふるさとづくり出前講座」参加者 数(延べ)	人	2,409	3,000
ホームページアクセス件数	件	321,294	700,000

	○地域や団体、事業者等と行政とが協力して行う各種連携事業 に参加しましょう。
	○町の広聴活動の場や機会を活用し、意見・提言を行いましょう。
町民	○地域や団体において開催する「茨城町ふるさとづくり出前講座」 に参加し、まちづくりに関する意識と知識を高めましょう。
	○町の広報媒体を活用し、行政情報等を積極的に入手し、町政 への理解と関心を高めましょう。
	○地域や団体、事業者等は、行政と協力して各種連携事業を行 いましょう。
	○ボランティア団体等は、活動体制の充実に努め、活発な活動 を行いましょう。
地域・団体・事業者	○団体や事業者は、公共施設の管理や公共サービスの提供等に 参画・協働しましょう。
	○地域や団体、事業者は、町の広聴活動の場や機会を活用し、 意見・提言を行いましう。
	○地域や団体は、「茨城町ふるさとづくり出前講座」を開催し、 まちづくりに関する意識と知識を高めましょう。
	○地域や団体、事業者は、町の広報媒体を活用し、行政情報等 を積極的に入手し、町政への理解と関心を高めましょう。

6-2 コミュニティ

▶目的と方針

地域の課題を地域自ら解決することができる住民主体の地域づくり、個性豊かな地域づくりに向け、コミュニティ活動の活性化を促す環境整備を進めます。

▶現状と課題

人口構造の変化や価値観の多様化等に伴い、全国的に住民同士の交流の減少や地域における自治機能の弱体化が懸念されていますが、地域でお互いに支え合い助け合い、地域の課題を自ら解決していくことの重要性が再認識されてきており、コミュニティの再生と創造が強く求められています。

現在、本町には、89の行政区があるほか、自治会や町内会が組織されており、環境美化活動や文化活動をはじめ、様々なコミュニティ活動が展開されています。

しかし、本町においても、核家族化の進行や価値観の多様化等に伴い、コミュニティ活動への参加者の減少や行政区・自治会等への未加入世帯の増加などにより、将来にわたって持続可能なコミュニティの形成が大きな課題となっています。

今後、本町が活力あるまちづくりを進めていくためには、地域ごとの活力を 向上させることが基本となることから、コミュニティ活動の活性化に向けた取り 組みを積極的に推進していく必要があります。

■施策の体系

コミュニティ

コミュニティ意識の啓発

コミュニティ施設の整備支援

コミュニティ活動の活性化支援

▶主要施策

6-2-1 コミュニティ意識の啓発

町民のコミュニティ意識の高揚と活動への参加促進、低下傾向にある行政区・自治会等の加入率の維持に向け、様々な場や機会を通じ、コミュニティの重要性や活動状況等に関する広報・啓発活動や情報提供を行います。

6-2-2 コミュニティ施設の整備支援

地域住民が活動しやすい環境づくりに向け、活動の拠点となる地区公民館や集落センター等の整備充実・機能強化を支援します。

6-2-3 コミュニティ活動の活性化支援

- ① 「茨城町ふるさと元気づくり推進事業」の内容充実と活用促進を図り、行政区の活性化や地域の課題解決を目的とした活動等に対する支援を行います。
- ②集落支援員制度や地域おこし協力隊制度を活用し、コミュニティ活動への協力や支援を行います。

■ベンチマーク(成果指標)

指標名	単 位	平成28年度 (実績値)	平成34年度 (目標値)
行政区·自治会等加入世帯率	%	67.9	65.0
「茨城町ふるさと元気づくり推進事業」 実施団体数(累計)	団体	16	35

町民	○コミュニティ意識を高め、活動に参加するとともに、行政区・ 自治会等に加入しましょう。
	○地域において、町民の行政区・自治会等への加入を促進しま しょう。
地域・団体・事業者	○地域において、行政による支援施策を効果的に活用し、コミュ ニティ施設の整備充実・機能強化を行いましょう。
	○地域において、行政による支援施策を効果的に活用し、行政 区等の活性化や地域の課題解決に向けた様々な活動を行いま しょう。



▶目的と方針

すべての人の人権が尊重され、ともに生きることができる社会づくりに向け、 様々な場を通じて人権教育・啓発を推進します。

▶現状と課題

人権とは、「人が人らしく生きていくために社会によって認められている権利」であり、だれもが生まれながらにして持っている、だれからも侵されることのない基本的権利です。

本町ではこれまで、様々な人権問題の解決に向け、学校教育や生涯学習の場などを通じた人権教育・啓発を推進するとともに、人権相談体制の充実等に努めてきました。

しかし、私たちの身の回りには、子どもや高齢者、障がい者に対する虐待、 男女間の暴力、インターネットによる人権侵害、被災者への差別・偏見など、様々 な人権問題が存在しており、その内容も、社会・経済情勢の変化に伴いますま す複雑化してきています。

こうした人権問題を解決し、平等で平和なまちづくりを進めていくためには、 子どもから高齢者まで、町民一人ひとりが人権尊重についての理解をさらに深め、 日常生活において人権への配慮があたり前のものとして行える人権感覚を身に つけることが必要です。

このため、今後は、これまでの取り組みの成果と課題を踏まえ、内容・方法等の充実を図りながら、人権教育・啓発を効果的かつ継続的に推進するとともに、相談体制の充実を進めていく必要があります。

■施策の体系

人権尊重

人権教育・啓発の推進

人権相談の充実

第 1 章

第2章

第 3 章

第1章

基本構想

第3章

1 智量

2章 直

▶主要施策

6-3-1 人権教育・啓発の推進

子どもから高齢者まで、すべての町民が人権意識を高め、日常生活に生かせるよう、学校教育や生涯学習の場をはじめ、様々な場や機会を通じて人権教育・啓発を効果的・継続的に推進します。

6-3-2 人権相談の充実

人権擁護委員や関係機関との連携を強化し、人権問題に関する相談体制の充実に努めます。

■ベンチマーク(成果指標)

指標名	単 位	平成28年度 (実績値)	平成34年度 (目標値)
小中学校における人権集会の開催回数		13	18
講演会・研修会等の人権啓発活動の実施回数		10	15
広報紙等による人権啓発記事の掲載回数		2	4

町民	○人権問題に関する各種の啓発事業や人権教育に参加し、人権 意識を高め、日常生活に生かしましょう。○人権問題に関する悩みごとがあれば、相談窓口で相談しま しょう。
地域・団体・事業者	○地域や団体、事業者は、行政と連携し、人権問題に関する各種の啓発事業や人権教育を行いましょう。○事業者は、従業員の人権を守る取り組みを行いましょう。

6-4 男女共同参画

▶目的と方針

男女共同参画社会の形成に向け、男女共同参画意識の醸成をはじめ、幅広い分野における男女の参画や女性の活躍を促す環境整備を進めます。

▶現状と課題

男女が、性別にかかわりなく、対等な立場で、社会のあらゆる分野における活動に参画することができる男女共同参画社会の形成が求められています。

国では、平成27年度に、「第4次男女共同参画基本計画」を策定し、男女 共同参画社会の形成に向けた取り組みを一層強化しているほか、「女性活躍推 進法」を制定し、女性の職業生活における活躍を促進する環境整備を進めてい ます。

本町ではこれまで、平成 16 年度に策定した「茨城町男女共同参画推進計画」に基づき、意識啓発をはじめ、様々な分野における施策を展開してきましたが、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く、男女共同参画についての意識の醸成や仕事と家庭生活の両立のための支援など、数多くの課題が残っています。

このような中、本町では平成27年度に、国·県の動向や、これまでの成果と課題を踏まえ、「第2次茨城町男女共同参画推進計画」を策定しました。

今後は、この計画に基づき、男女共同参画意識の醸成をはじめ、幅広い分野への男女の参画や女性の活躍を促す具体的な取り組みを計画的に進めていく必要があります。

■施策の体系

男女共同参画

男女共同参画意識の醸成

男女共同参画・女性活躍の社会環境づくり

多文化共生の環境づくり

▶主要施策

6-4-1 男女共同参画意識の醸成

①広報紙やホームページ、学校教育、生涯学習など様々な媒体・機会を通じ、性別による固定的な役割分担意識の解消や社会慣行の見直し、 男女平等意識の浸透に向けた広報・啓発活動、教育を推進します。

②男女間の暴力を根絶するため、広報・啓発活動を推進するとともに、相談・支援体制の充実に努めます。

6-4-2 男女共同参画・女性活躍の社会環境づくり

①方針決定や指導的立場への男女共同参画を促進するため、町の審議会や委員会への女性の積極的な登用、企業・団体等における女性の登用の働きかけを行います。

②ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、安心して出産・育児等ができる職場環境づくりに向けた企業等への働きかけ、育児休業制度・介護休業制度の普及に努めます。

- ③女性の継続した就業を支援するため、再就職や起業に関する国等の支援施策の情報提供を行います。
- ④女性の能力向上及び女性リーダーの育成を支援するため、セミナーの開催や女性団体の活動支援を行います。

6-4-3 多文化共生の環境づくり

在住の外国人が安心して暮らせるよう、広報紙やホームページの生活 関連情報について、やさしい日本語や多言語での表現に努め、言語や文 化、価値観の違いにより、地域における孤立などの問題が生じない環境 づくりを推進します。

※28 仕事と生活の調和。

資料編

■ベンチマーク(成果指標)

指標名	単 位	平成28年度 (実績値)	平成34年度 (目標値)
審議会等における女性委員の占める割合	%	19.3	40.0
男女共同参画及び配偶者暴力等防止啓発 事業の実施回数		1	4

□男女共同参画意識を高め、家庭における男女の役割等を見直しましょう。 □男女間の暴力に関する悩みがあるときには、相談・支援を受け、早期解決に努めましょう。 □町の審議会や委員会の委員として、まちづくりに参画しましょう。 □育児休業制度・介護休業制度の活用等を通じ、ワーク・ライフ・バランスの実現に努めましょう。 □国等の支援施策の活用等を通じ、再就職や起業等で活躍しましょう。 □セミナーや女性団体の活動に参加し、能力向上を目指しましょう。 □地域や団体、事業者は、男女共同参画意識を高め、地域や団体、事業所における男女の役割や社会慣行等を見直しましょう。 □地域や団体、事業者は、女性の登用の拡大に努めましょう。 □地域や団体、事業者は、女性の登用の拡大に努めましょう。 ○李性団体は、活動体制の充実に努め、活発な活動を行いましょう。	一切で分に約1461	
 財民 町民 ○町の審議会や委員会の委員として、まちづくりに参画しましょう。 ○育児休業制度・介護休業制度の活用等を通じ、ワーク・ライフ・バランスの実現に努めましょう。 ○国等の支援施策の活用等を通じ、再就職や起業等で活躍しましょう。 ○セミナーや女性団体の活動に参加し、能力向上を目指しましょう。 ○地域や団体、事業者は、男女共同参画意識を高め、地域や団体、事業所における男女の役割や社会慣行等を見直しましょう。 ○地域や団体、事業者は、女性の登用の拡大に努めましょう。 ○地域や団体、事業者は、女性の登用の拡大に努めましょう。 ○事業者は、安心して出産・育児等ができる職場環境づくりに努めましょう。 ○女性団体は、活動体制の充実に努め、活発な活動を行いま 		
 町民 ○育児休業制度・介護休業制度の活用等を通じ、ワーク・ライフ・バランスの実現に努めましょう。 ○国等の支援施策の活用等を通じ、再就職や起業等で活躍しましょう。 ○セミナーや女性団体の活動に参加し、能力向上を目指しましょう。 ○地域や団体、事業者は、男女共同参画意識を高め、地域や団体、事業所における男女の役割や社会慣行等を見直しましょう。 ○地域や団体、事業者は、女性の登用の拡大に努めましょう。 ○地域や団体、事業者は、女性の登用の拡大に努めましょう。 ○事業者は、安心して出産・育児等ができる職場環境づくりに努めましょう。 ○女性団体は、活動体制の充実に努め、活発な活動を行いま 		
 ○育児休業制度・介護休業制度の活用等を通じ、ワーク・ライフ・バランスの実現に努めましょう。 ○国等の支援施策の活用等を通じ、再就職や起業等で活躍しましょう。 ○セミナーや女性団体の活動に参加し、能力向上を目指しましょう。 ○地域や団体、事業者は、男女共同参画意識を高め、地域や団体、事業所における男女の役割や社会慣行等を見直しましょう。 ○地域や団体、事業者は、女性の登用の拡大に努めましょう。 ○地域や団体、事業者は、女性の登用の拡大に努めましょう。 ○事業者は、安心して出産・育児等ができる職場環境づくりに努めましょう。 ○女性団体は、活動体制の充実に努め、活発な活動を行いま 	町民	
しょう。	m) E2	
しょう。 一地域や団体、事業者は、男女共同参画意識を高め、地域や団体、事業所における男女の役割や社会慣行等を見直しましょう。 一地域や団体、事業者は、女性の登用の拡大に努めましょう。 一事業者は、安心して出産・育児等ができる職場環境づくりに努めましょう。 一女性団体は、活動体制の充実に努め、活発な活動を行いま		
事業所における男女の役割や社会慣行等を見直しましょう。 地域・団体・事業者事業者は、女性の登用の拡大に努めましょう。事業者は、安心して出産・育児等ができる職場環境づくりに努めましょう。女性団体は、活動体制の充実に努め、活発な活動を行いま		
地域・団体・事業者○事業者は、安心して出産・育児等ができる職場環境づくりに 努めましょう。○女性団体は、活動体制の充実に努め、活発な活動を行いま		
の事業をは、対応して出産、自己等ができる。 努めましょう。 ○女性団体は、活動体制の充実に努め、活発な活動を行いま		○地域や団体、事業者は、女性の登用の拡大に努めましょう。
	地域・団体・事業者	

6-5 行財政運営

▶目的と方針

限られた経営資源 を有効に活用し、自立した自治体を確立し、持続的に経営していくため、さらなる行財政改革を積極的に推進するとともに、町民サービスの向上に向け、広域行政を推進します。

※ 29 人、物、財源。

▶現状と課題

人口減少・高齢化が進行し、地方財政も依然として厳しい状況にある中、これからの自治体には、限られた経営資源を有効に活用し、社会保障や子育て支援、教育、社会資本整備など、増大・多様化する住民ニーズに的確かつ柔軟に対応することが求められています。

本町ではこれまで、4次にわたる「茨城町行政改革大綱」の策定のもと、行 財政改革に積極的に取り組み、着実に成果を上げてきました。

しかし、今後も、歳入においては、生産年齢人口の減少による町税の減少、 歳出においても、社会保障関連経費、公共施設等の老朽化に伴う維持・管理 経費、特別会計への繰出金等の増加が見込まれ、将来的な財政の見通しは非 常に厳しいものとなっています。また一方では、少子高齢化や人口減少の一層 の進行をはじめ、社会・経済情勢の変化に伴う行政需要の増加が見込まれます。

このような状況下においても引き続き質の高い公共サービスを効率的・効果 的に提供していくためには、行財政運営全般について不断に検証・評価し、さ らなる行財政改革を進めていく必要があります。

また、広域行政については、社会・経済情勢の変化に伴い、新たな取り組みが進められています。本町では、平成27年度には、「ラムサール条約登録湿地ひぬまの会」を設立し、さらに、平成28年度には、「茨城県央地域定住自立**30 」が形成されています。

今後も、従来からの広域施策・共同事業を引き続き推進するとともに、「ラムサール条約登録湿地ひぬまの会」及び「茨城県央地域定住自立圏」における連携事業を積極的に推進していく必要があります。

※30 定住自立圏とは、圏域の中心市と近隣の市町村が協定を結び、お互いに役割分担して連携・協力する広域行 政の新たな取り組みであり、「茨城県央地域定住自立圏」では、平成 28 年度に、中心市である水戸市と近 隣の8市町村が協定を結び、各種連携事業を行っている。

■施策の体系

行政改革に関する指針の見直し

行政改革の推進

健全な財政運営の推進

財源の確保

公共施設等の総合的な管理の推進

広域行政の推進

▶主要施策

行財政運営

6-5-1 行政改革に関する指針の見直し

これまでの取り組みの成果と課題を踏まえ、さらなる行政改革を総 合的・計画的に進めるため、「茨城町第4次行政改革大綱」の見直しを 行います。

6-5-2 行政改革の推進

今後の行政需要に対応した組織・機構の改革をはじめ、職員の意識 改革と人材育成の推進、事務事業の見直し、定員管理の適正化、窓口 サービスの向上など、さらなる行政改革を計画的に推進します。

6-5-3 健全な財政運営の推進

- ①限られた財源の重点的・効果的な配分と事業の合理化・効率化・適 正化を進めます。
- ②収支の均衡を基本原則とし、中・長期的な展望を踏まえた計画的で 健全な財政運営を推進します。
- ③町の財政状況等を広報紙やホームページ等を通して公開し、財政運 営の透明性の確保を図ります。

6-5-4 財源の確保

- ①国・県の補助金等の有効活用と新たな財源の確保に努めます。
- ②課税客体の完全把握に努め、適正な賦課を行うとともに、町税収納率の向上のため、「茨城町町税収納対策基本計画」に基づき滞納の縮減や自主納付の推進等の取り組みを行います。
- ③受益者負担の適正化の観点から、各種使用料・手数料等の定期的な見直しを行います。

6-5-5 公共施設等の総合的な管理の推進

「茨城町公共施設等総合管理計画」に基づき、全体的かつ長期的な視点から、公共施設等の効率的な維持管理や建替え、再配置等を計画的に進めます。

6-5-6 広域行政の推進

- ①効率的な行財政運営の推進と町民サービスの向上に向け、一部事務組合等による広域施策・共同事業の効果的推進に努めます。
- ②「ラムサール条約登録湿地ひぬまの会」における鉾田市、大洗町との連携により、豊かな自然環境である涸沼の持続可能な利活用を推進し、観光振興及び地域経済の活性化を図ります。
- ③人口定住に必要な生活機能等を広域的に確保し、地域活性化を図るため、「茨城県央地域定住自立圏」における水戸市との各種連携事業を積極的に推進します。

■ベンチマーク(成果指標)

指標名	単 位	平成28年度 (実績値)	平成34年度 (目標値)
経常収支比率	%	84.5	88.7
町税収納率(現年度分:国保税を除く)	%	98.8	99.3
町税収納率(過年度分:国保税を除く)	%	23.6	26.0

第5章

資料編

	○町の行財政運営に対する関心を高め、評価を行う機会等を活 用し、意見・提言を行いましょう。
町民	○納税や受益者負担に関する意識を高め、税金や公共料金の納 付義務を果たしましょう。
	○公共施設の再配置等についての関心を高め、協力しましょう。
	○地域や団体は、町の行財政運営に対する関心を高め、評価を 行う機会等を活用し、意見・提言を行いましょう。
地域・団体・事業者	○地域や団体、事業者は、納税や受益者負担に関する意識を高め、税金や公共料金の納付義務を果たしましょう。
	○地域や団体は、公共施設の再配置等についての関心を高め、 協力しましょう。